

取組項目 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

No.10 被災者台帳システム整備及び運用支援事業

➤ 事業目的

市町村における被災者の需要に応じた多種多様な生活再建支援が、一人の取り残しもなく円滑かつ効率的に実施できるよう、被災者情報を共有するための基盤システムを構築。

被災により行政機能が低下した市町村に代わり、県が主体となりシステム構築を行うとともに運用支援を実施。

➤ 事業主体

県、市町村

➤ 事業概要

(1) 被災者台帳システムの構築・市町村への提供

過去の震災での教訓に基づき、被災者生活再建に必要な基礎データを加工・登録した基盤システムを構築し、各市町村に提供

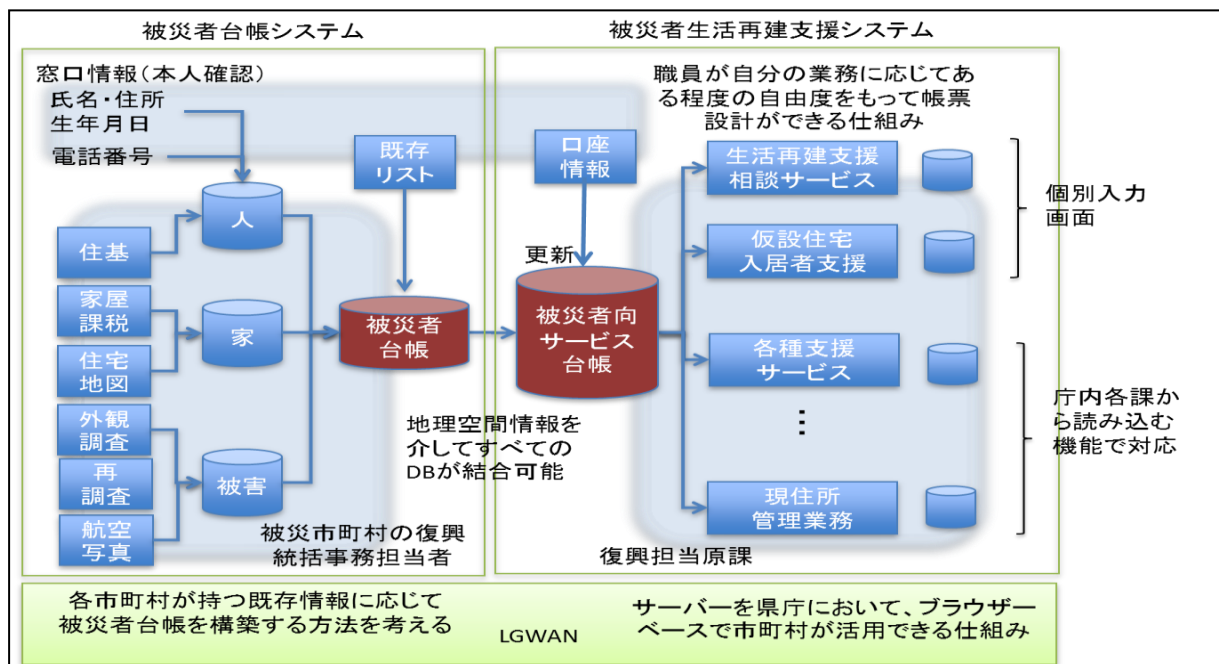
(2) 各種支援情報の蓄積・支援策の実施

各支援者が保有する被災者情報を登録のうえ共有化し、市町村における生活再建支援を進めるとともに、県における各種施策に反映

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 28 年度

➤ 岩手県被災者台帳システム概要



取組項目 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

No.11 総合的被災者相談支援事業

➤ 事業目的

被災者の生活再建に向けて、今後ますます多様化することが予想される被災者からの相談・問い合わせに一元的かつ柔軟に対応するため、関係機関との緊密な連携のもと、県北・沿岸広域振興局（久慈、宮古、釜石、大船渡）を中心拠点とする新たな総合的被災者相談支援体制を構築。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

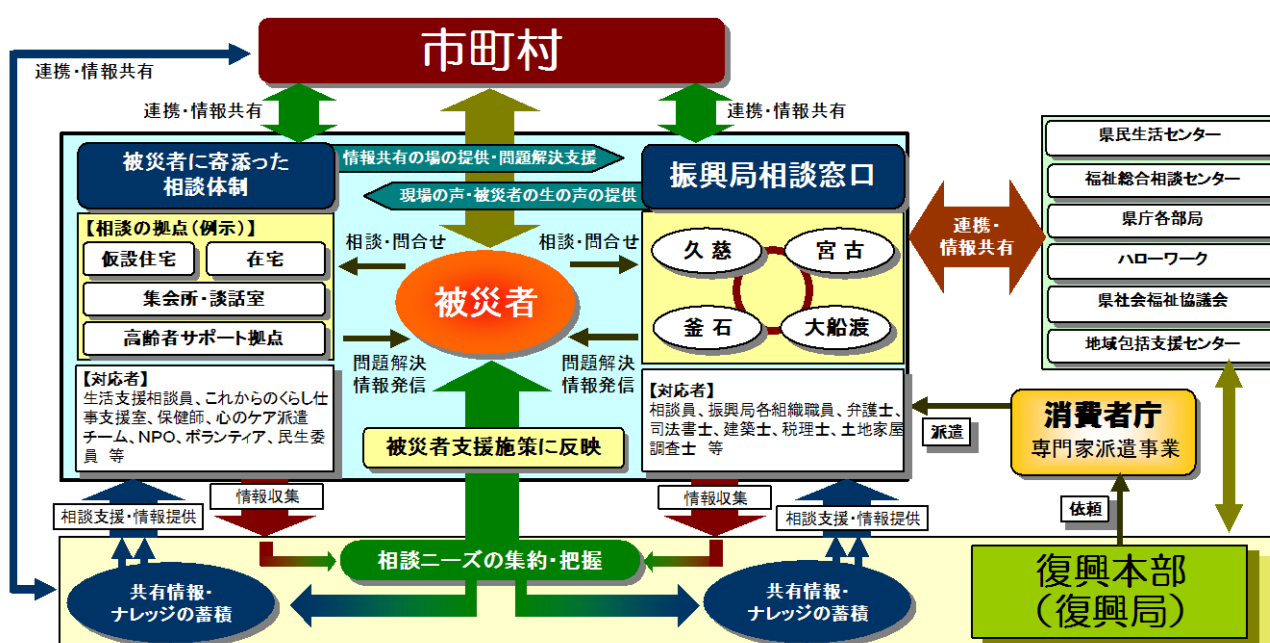
次の機能を備えた「被災者相談支援センター」を久慈、宮古、釜石及び大船渡の各地区に設置。

- (1) 被災者に寄添った多様な相談主体との連携・情報共有を県がコーディネート
- (2) 振興局相談窓口の充実強化
- (3) 積極的・効果的な情報発信と支援施策の立案

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 28 年度

➤ 新たな総合的被災者相談支援体制イメージ



取組項目 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援

No.12 災害復興公営住宅等整備事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、被災者用の恒久的な住宅を供給。

➤ 事業主体

県、市町村、民間企業

➤ 事業概要

- (1) 被災者の生活再建と地域の復興に寄与する安全で良質な災害復興公営住宅の整備を実施
- (2) 民間事業者を活用した災害復興型地域優良賃貸住宅等の整備を促進
- (3) 公的賃貸住宅団地における高齢者生活支援施設等の整備を促進

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 28 年度



取組項目 雇用維持・創出と就業支援

No.13 緊急雇用創出事業臨時特例基金

事業目的

被災地における雇用の維持・創出を行うため、当該基金を活用した緊急雇用創出事業を実施。

今般の震災に対応した雇用対策として、沿岸地域においては、生活再建に向けた各種相談や就業支援を行うとともに、緊急雇用創出事業や復興需要を活用した雇用の下支えを図りながら、水産業を軸として広範な産業支援策の実施による雇用の確保。

また、内陸部においては、基金を活用した雇用創出や、産業振興を通じた雇用の受け皿づくりを進め、もって、「雇用の創出と就業の支援」、「地域経済の復旧・復興」を推進。

事業主体

県

事業概要

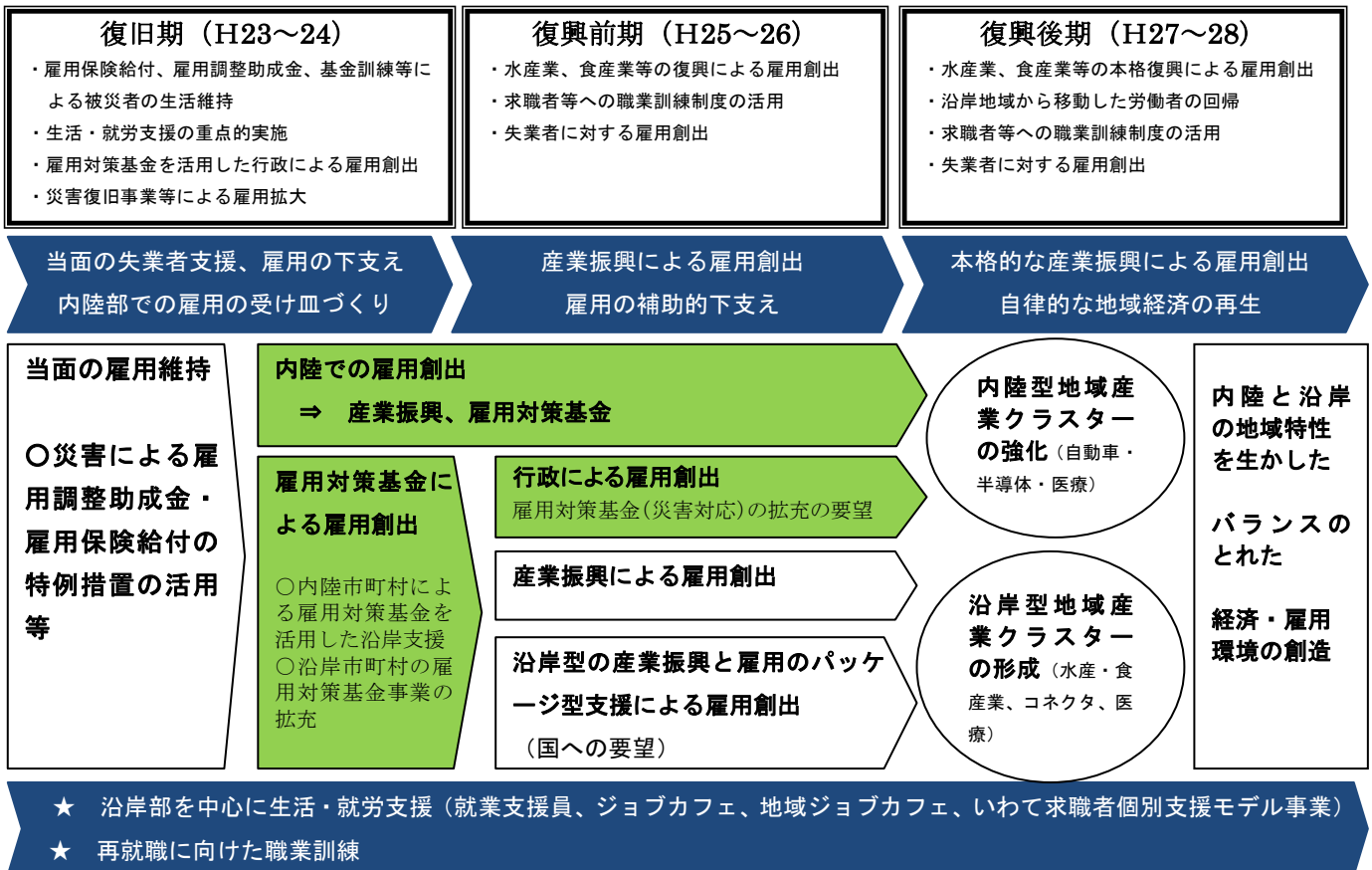
○雇用創出の取組

- ・復旧期⇒新雇用対策基金（災害対応）、各種助成金を活用した「つなぎ」としての失業者への支援と雇用維持
- ・復興期⇒産業振興による雇用創出の促進、補助的な雇用下支え

実施期間

平成 22 年度 ～ 平成 26 年度

雇用対策・創出に係る取組イメージ



取組項目 雇用維持・創出と就業支援

No.14 職業訓練施設災害復旧整備事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により被災した職業能力開発施設（県立校及び認定校）について、施設・設備の復旧を行い、職業訓練環境を整備。

➤ 事業主体

県、市、職業訓練法人

➤ 事業概要

- (1) 公共職業能力開発施設災害復旧事業（県立校）
 - 【平成 23 年度】 産業技術短期大学校（本校）
千厩高等技術専門校
- (2) 認定職業訓練施設災害復旧事業（認定校）
 - 【平成 23 年度】 釜石高等職業訓練校（釜石市）
気仙高等職業訓練校（大船渡市）
一関高等職業訓練校（一関市）
 - 【平成 24 年度】 陸前高田高等職業訓練校（陸前高田市）

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 24 年度

➤ 職業訓練施設の復旧イメージ

被災訓練施設



修繕

施設復旧・訓練再開



取組項目 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

No.15 被災地医療確保対策事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により、一次医療等を担う医療機関が被災し、住民が十分な医療を受けることができなくなっている状況を踏まえ、被災地における応急的な医療提供体制を整備。

➤ 事業主体

県、市町村、民間医療機関

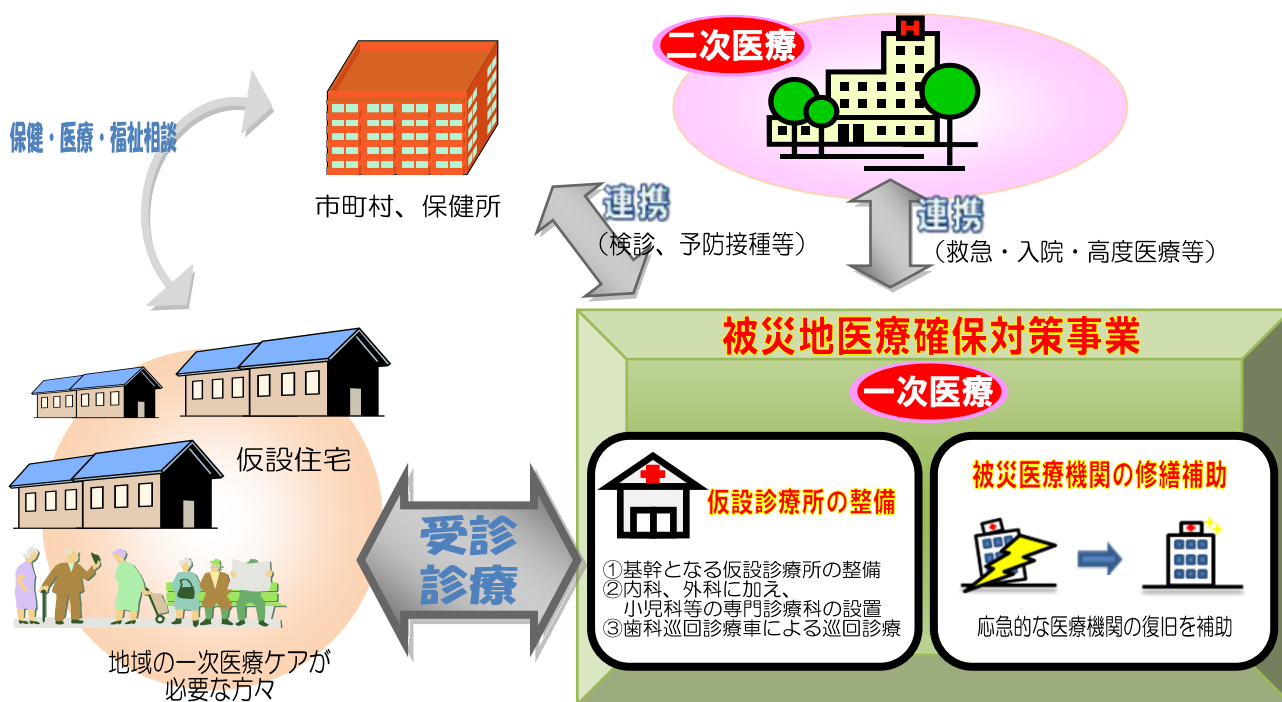
➤ 事業概要

被災地において、仮設診療所・仮設歯科診療所及び歯科巡回診療車を整備するとともに、被災した医療機関の施設修繕及び機材の再取得等、応急的な診療再開に要する経費を補助。
なお、仮設診療所等の運営については、県が設備を取得し、被災医師等に貸付けて実施。

➤ 実施期間

平成 23 年度～平成 25 年度（状況に応じて延長）

➤ 事業推進イメージ



取組項目 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

No.16 (仮称) ドクターヘリ運航事業

➤ 事業目的

本県における救急医療体制の一層の高度化を図るため、平成 24 年度からドクターヘリの運航を実施。

➤ 事業主体

民間等（岩手医科大学）、県、市町村（消防本部）

➤ 事業概要

平成 23 年度の基地ヘリポート整備、運航要領の策定等の準備作業を踏まえ、平成 24 年度にドクターヘリの運航を実施。

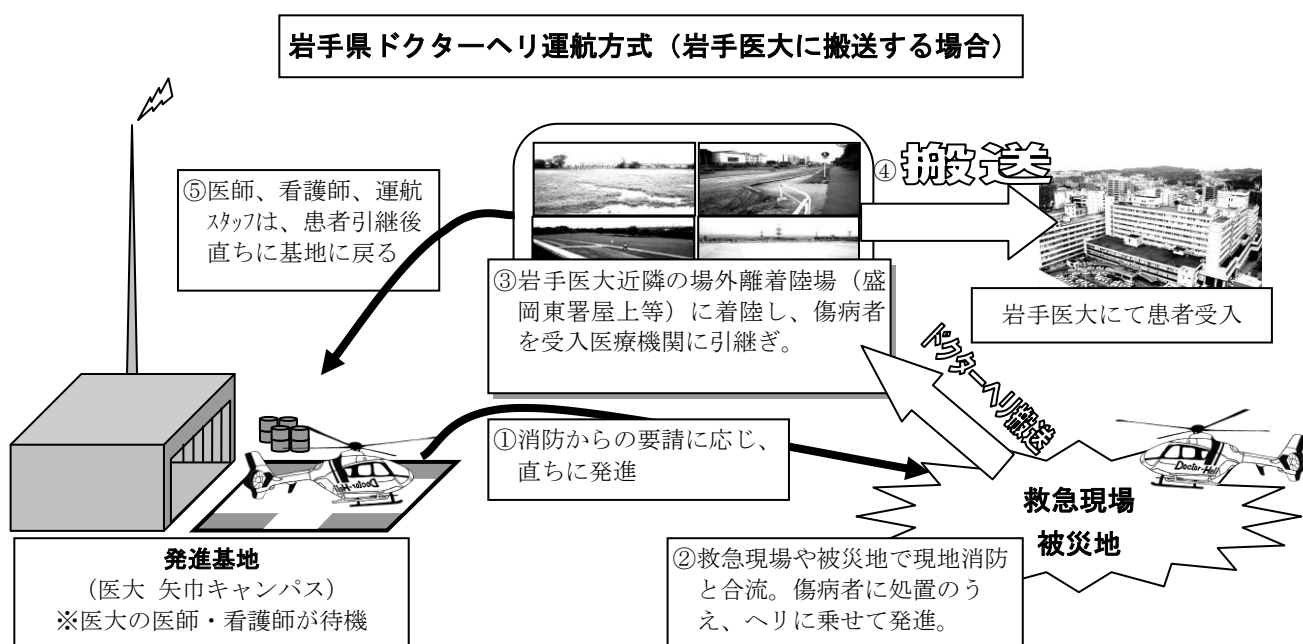
【基地病院】岩手医科大学附属病院

【基地ヘリポート整備地】岩手医科大学矢巾キャンパス

【運航方式】「発進基地方式」（現岩手医大附属病院の敷地内及び近隣地域は市街地であり、ヘリポート整備が困難であるため、郊外に基地ヘリポートや関連施設（「発進基地」）を整備し、併せて、岩手医大附属病院の近隣にヘリが着陸し、救急車に患者の引継ぎを行う地点を複数確保して運航。）

➤ 実施期間

平成 24 年度 ～



取組項目 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

No.17 児童養育支援ネットワーク事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により保護者を失うなどした要保護児童の状況を継続して把握し、安定した家庭的な環境の下で養育されるよう支援するとともに、被災した児童の心のケア等を行い、健やかな成長を促進。

また、被災孤児の養育者やひとり親家庭となった保護者に対して、各種支援制度やサービスの情報提供を実施。

➤ 事業主体

県

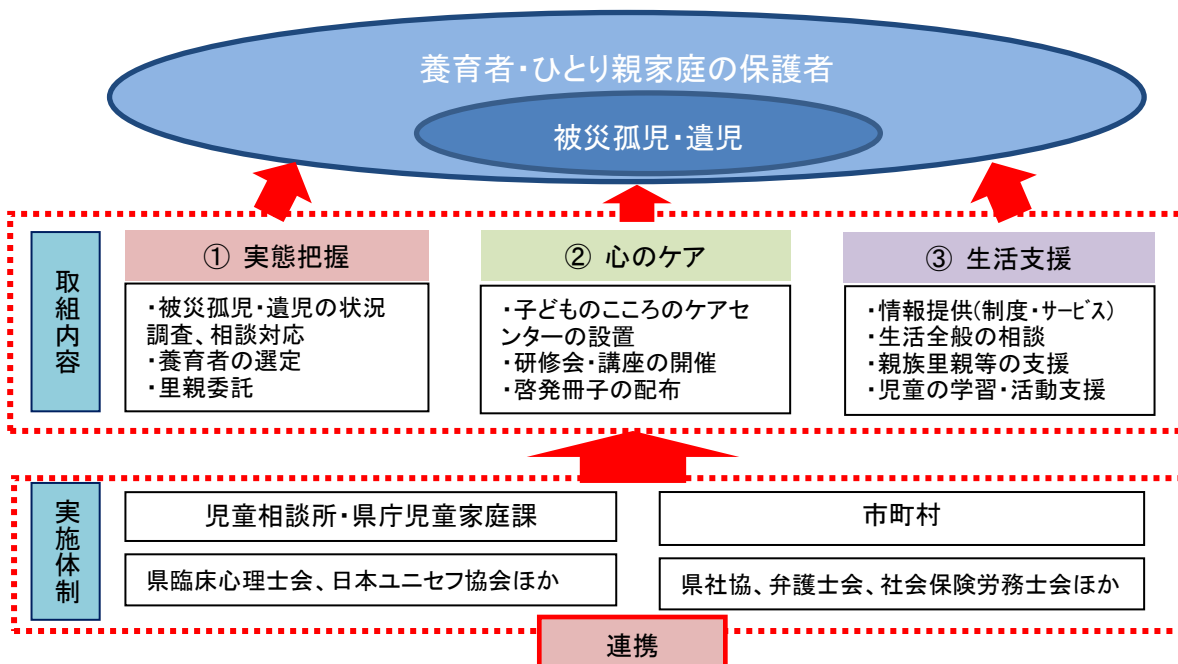
➤ 事業概要

- (1) 要保護児童（被災孤児・遺児）の状況把握及び相談、情報提供
- (2) 被災児童の心のケアを図るため、身近にいる支援者（保護者、保育所職員等）に対する研修会を実施
- (3) 被災孤児の養育者やひとり親家庭となった保護者に対して、各種支援制度やサービスの情報提供を実施。また、生活全般に渡る相談対応を図るため、弁護士等からなるサポート体制を敷くとともに、震災を契機とする新たな里親を支援
- (4) 被災地の児童が将来の夢や希望をあきらめることのないよう、スポーツや学習等の活動支援を通じて、その自立を支援

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～

➤ 被災児童の総合的な支援イメージ



取組項目 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

No.18 (仮称) こころのケアセンター等設置運営事業

➤ 事業目的

今回の未曾有の災害にあって、辛い経験をされたことにより精神的負担を抱えている被災住民に対し、精神的負担を解決するため、被災直後から長期にわたる専門的なケアを実施。

➤ 事業主体

県

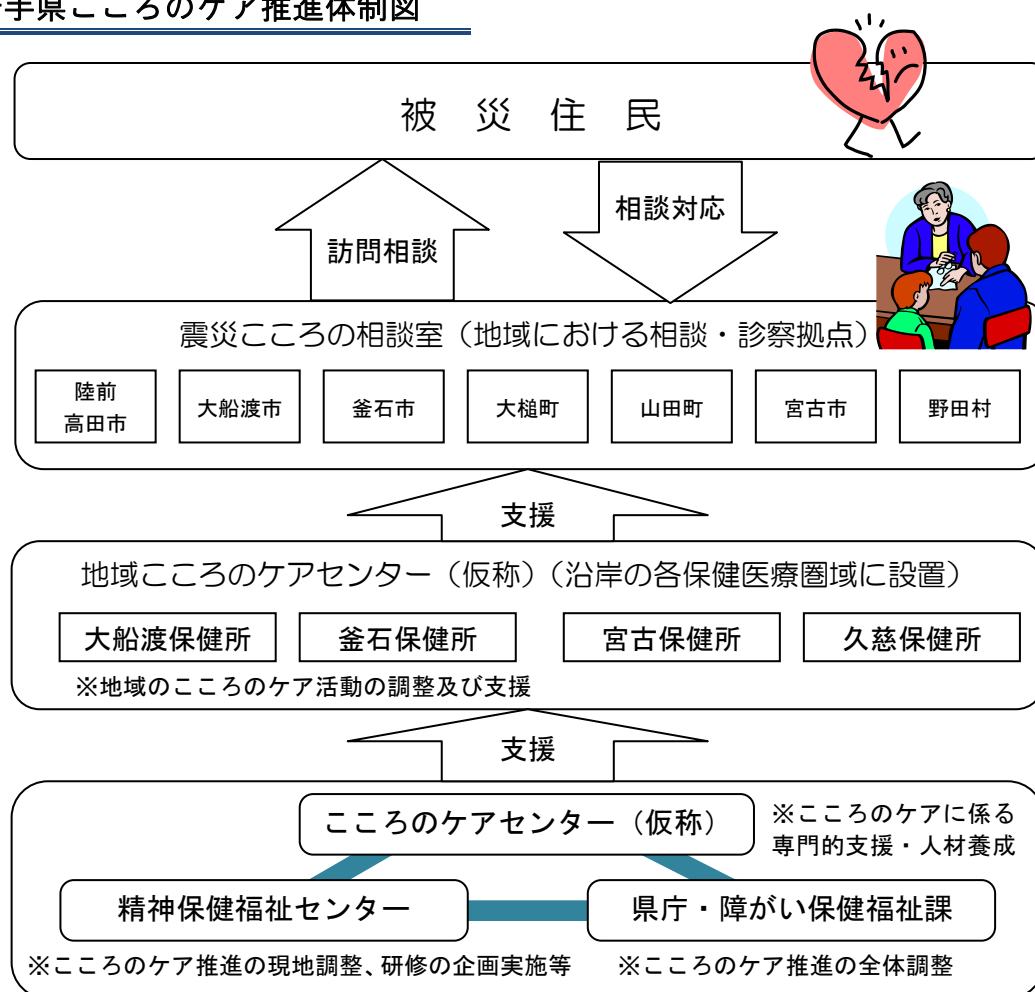
➤ 事業概要

継続して中長期的に「こころのケア」を推進するため、全県の中核となる「岩手県こころのケアセンター（仮称）」を設置するとともに、沿岸4地域には地域における「こころのケア」を推進する「地域こころのケアセンター（仮称）」を設置。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度

➤ 岩手県こころのケア推進体制図



取組項目 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

No.19 いわて子どもこころのサポート事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により、心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートのため、臨床心理士等で構成する「いわて子どもこころのサポートチーム」を結成し、組織的・継続的に支援。

➤ 事業主体

県、市町村

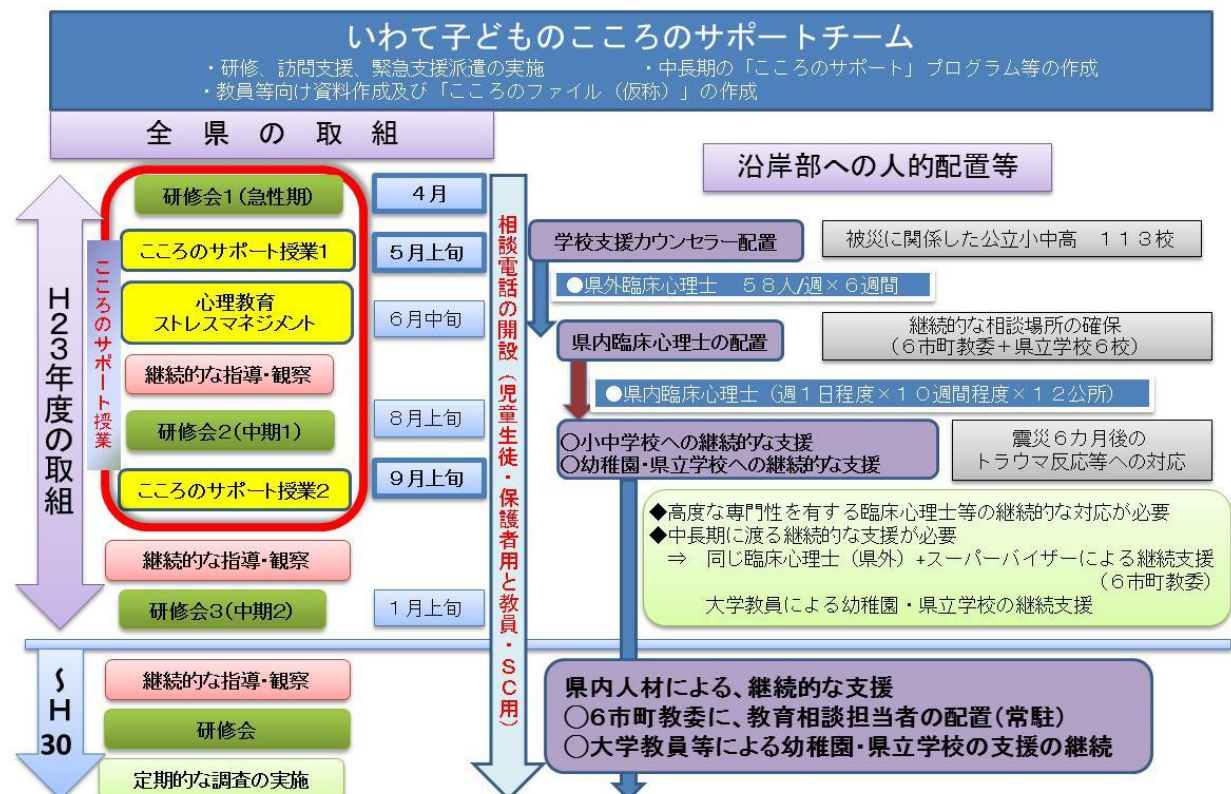
➤ 事業概要

- (1) 県内外の臨床心理士の被災校への派遣による児童生徒の適切な心のサポート
- (2) 「いわて子どもこころのサポートチーム」の県内公立学校への派遣や「こころのサポート」プログラム等の作成
- (3) 個に応じた対応のための県内臨床心理士による相談窓口の設置
- (4) 研修会の企画・運営、心のサポートのための資料の作成

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度

➤ 事業推進イメージ



取組項目 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実

No.20 いわての復興教育推進事業

➤ 事業目的

今回の被災体験を踏まえ、各学校それぞれの状況に応じて、子どもたち自らの未来を切り拓く力を育むとともに、県内の全ての小・中学校が心をつなげて震災を見つめ、本県の復興を担う「ひとづくり」を進めていくため、計画的、実践的な教育プログラムを作成・普及し、「いわての復興教育」を推進。

➤ 事業主体

県、市町村

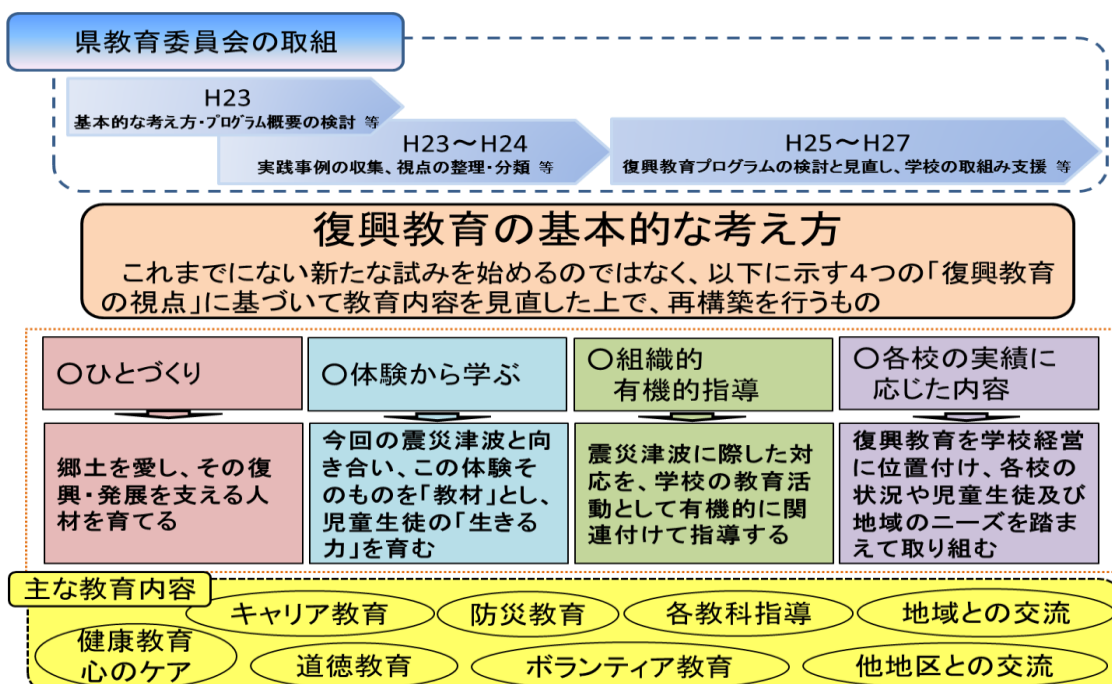
➤ 事業概要

「いわての復興教育」を推進するため、一つの共通した考えのもと、防災教育、健康教育をはじめ、ボランティア教育やキャリア教育、道徳教育などの側面等、多様な切り口で、将来の岩手を担う人材の育成に資する教育プログラムを作成。

また、復興教育の基本的な考え方に基いた教育を全県共通理解のもとに進めていくため、実践事例等を収集し、事例の紹介や交流を通して教育内容の充実が図られるよう、各学校の取組を支援。

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 27 年度



取組項目 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承

No.21 文化財レスキュー事業

➤ 事業目的

東日本大震災津波により被災し、海水や泥にまみれた古文書や土器等の文化財を次代へ遺すために、県立博物館が中心となって緊急的にレスキューするとともに、今後、洗浄やカビ・腐敗防止を施しながら保存・復元処理を推進。

なお、保存・復元処理に当たっては、県立博物館及び埋蔵文化財センターの専門職員を中心に行うが、処理する文化財の数量が多量であるため、緊急雇用事業を活用して人材を確保し、処理等を推進。

➤ 事業主体

県、岩手県文化振興事業団

➤ 事業概要

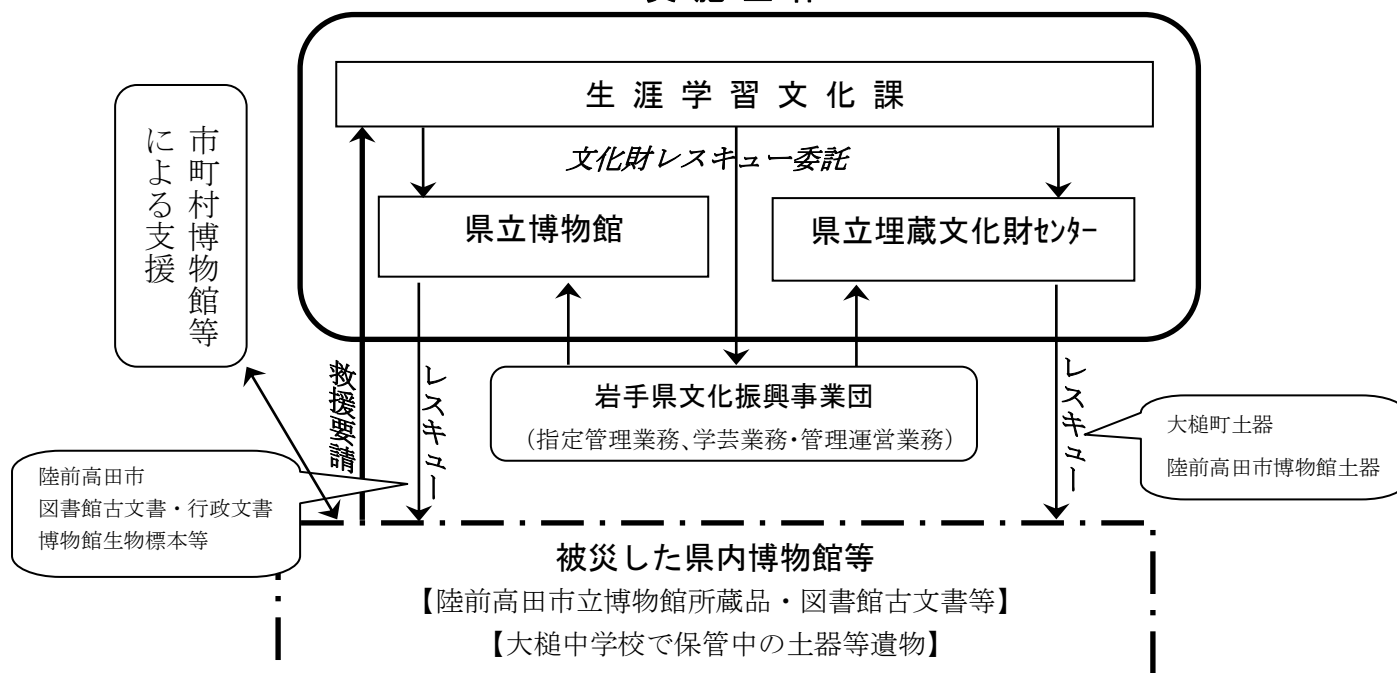
- (1) 【県立博物館】
古文書・生物標本等の洗浄・復元・保存処理
- (2) 【埋蔵文化財センター】
土器等遺物の洗浄・復元処理

➤ 実施期間

平成 23 年度

➤ 事業推進イメージ

実施主体



取組項目 スポーツ・レクリエーション環境の整備

No.22 (仮称) 海洋型スポーツ・レクリエーション拠点施設整備事業

➤ 事業目的

海洋性野外活動のセンター機能をはじめ、被災した子どもたちの心のサポート機能、防災拠点機能等を併せ備えた施設を整備。

➤ 事業主体

県

➤ 事業概要

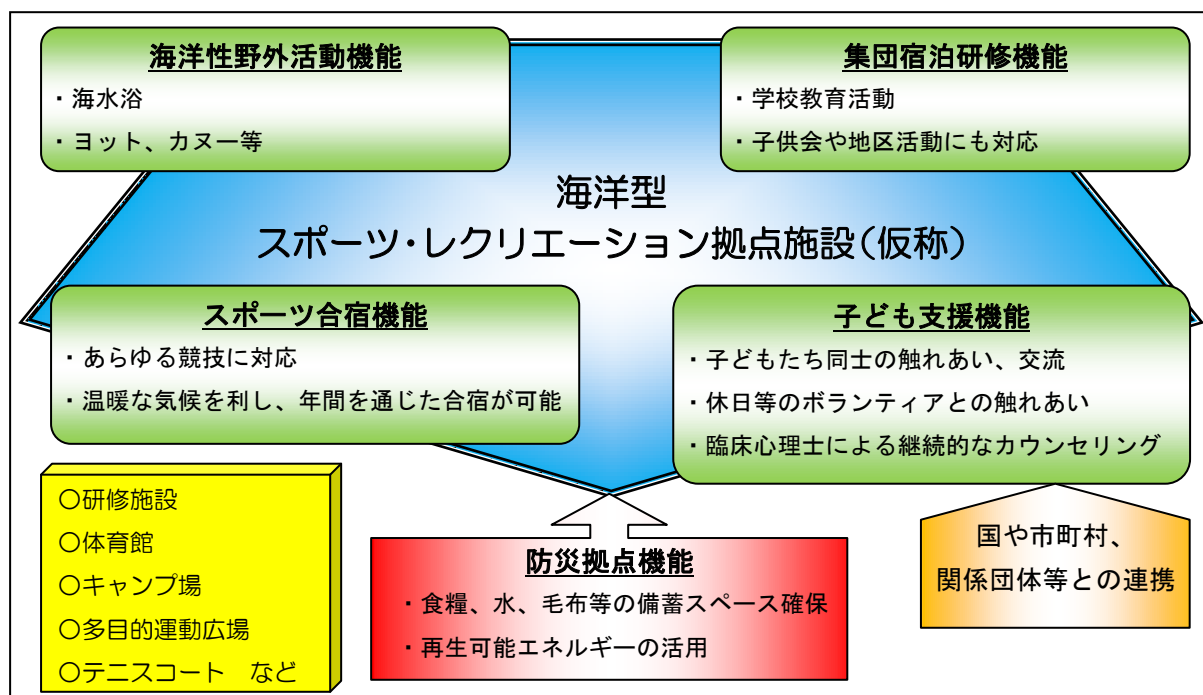
東日本大震災津波により甚大な被害を受けた県立高田松原野外活動センターに代わる施設として、次の機能を備えた拠点施設を整備する。

- (1) 海洋性野外活動機能
- (2) 集団宿泊研修機能
- (3) スポーツ合宿機能
- (4) 子ども支援機能
- (5) 防災拠点機能

➤ 実施期間

平成 23 年度 ～ 平成 30 年度

➤ 事業推進イメージ



取組項目 地域コミュニティの再生・活性化

23 (仮称)新しい公共による地域コミュニティ支援事業

➤ 事業目的

被災者の「暮らし」の再建や被災地の復興に向けた様々な課題に対応するためには、地域コミュニティの力を最大限発揮できるようにすることが必要である。

一方で、発災直後から国内外から多くのボランティアが被災地に赴き、被災市町村、被災住民と連携した復旧、復興活動を行っており、NPO、企業、市町村等、多様な活動主体による「新しい公共」が果たす役割が非常に大きくなっている。

このようなことから、応急仮設住宅などの避難先において住民相互のコミュニケーションを活性化させる取組や従前の地域コミュニティを維持するための取組、さらには「新しい公共」による地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組を強力に支援。

➤ 事業主体

県、市町村、NPO・企業等

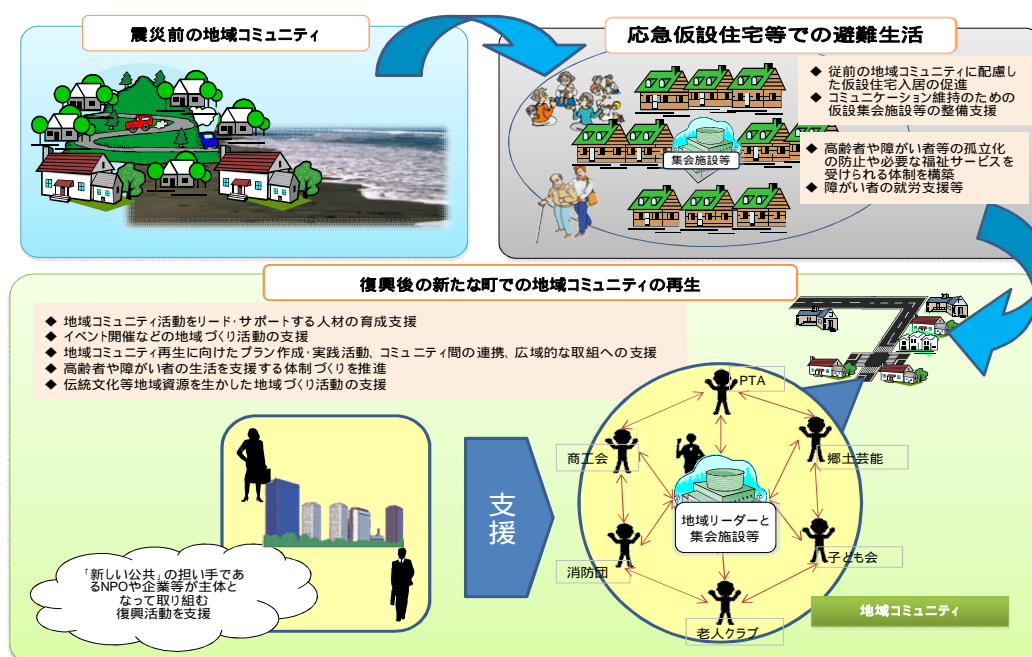
➤ 事業概要

- (1) 被災地のコミュニティ復興に向けた集落や自治会の地域づくり活動、コミュニティ維持のための集会施設の修繕や再整備に対して補助金を交付
- (2) NPO、企業など「新しい公共」の担い手が、行政などと協働・連携して地域課題の解決にあたり民間非営利組織が実施するモデル事業のうち、震災から復旧・復興に向けた取組に対し補助するとともに、NPO等の活動基盤の整備を行うための事業を実施

➤ 実施期間

平成 22 年度 ~

➤ 地域コミュニティの再生・活性化策



取組項目 地域コミュニティの再生・活性化

No.24 生活福祉資金貸付推進事業

➤ 事業目的

被災者が避難所から仮設住宅へと生活が移行する中で、仮設住宅入居者や自宅で被災生活を送る住民の「いのち」と「生活」を共に支え、被災者一人ひとりの異なる個別のニーズに寄り添い、様々な相談に総合的に応じ、被災者が安心して生活できるよう生活支援相談員を配置し、被災者の生活再建と地域の復興を推進。

➤ 事業主体

県社会福祉協議会

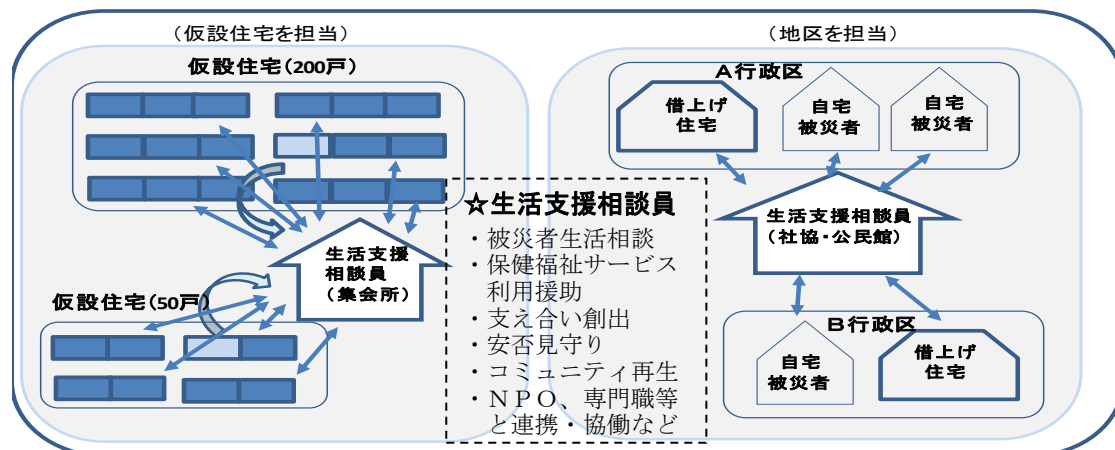
➤ 事業概要

- (1) 被災者の生活再建を支援するため、応急仮設住宅の集会所及び社会福祉協議会や公民館等に、総合相談等に応じる「生活支援相談員」を配置
- (2) 配置に当たっては、町内会等のエリアや地域のつながりを基盤に、仮設住宅戸数や徒歩圏域等の距離などを勘案し、対象エリアを設定
- (3) 孤立した集落の自宅被災者には、巡回での相談支援を行うほか、支え合い活動等にも参加できるように配慮
- (4) 生活支援相談員は、被災者の様々な相談に応じ、必要な福祉サービス等の利用援助を行うほか、必要なサービスの掘り起し、高齢者等の安否見守り、自治会活動の支援やNPO、民生委員及び他の専門機関等と連携・協働し、被災者の生活再建と地域の復興を推進
- (5) 地域の実情に応じて、関係者と情報共有等を行う運営協議会等を設置

➤ 実施期間

平成23年度 ～ 平成25年度

➤ 生活支援相談員配置のイメージ



※生活支援相談員は、応急仮設住宅の団地内の集会所や社会福祉協議会事務所等に配置

